特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業所の運営規程運営規程例

作成例

※網掛け部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。

≪事業所名≫運営規程

（事業の目的）

第１条　≪開設者名≫が実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

（運営の方針）

第２条　本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

(1) 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

（2）特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

（3）指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（4） 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（5）事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（6） 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(7) 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

２　指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

３　事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　≪事業所名≫

２ 所在地　　≪事業所の所在地≫

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員　○名以上

　　 生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

（3）看護職員　○名以上

　　 看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

（4）介護職員　○名以上

　　 介護職員は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たる。

（5）機能訓練指導員　○名以上

　　 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

（6）計画作成担当者　○名以上

　　　 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

（入居定員及び居室数）

第５条　事業所の入居定員は○○名、居室数は○○室とする。

（指定特定施設入居者生活介護等の内容）

第６条　介護の内容は次のとおりとする。

（1）特定施設サービス計画の作成。

（2）入浴（週○回）、排せつ、食事等の介護。

（3）その他の日常生活上の支援・世話。

（4）機能訓練。

（5）健康管理。

（6）相談及び援助。

（7）利用者の家族及び地域との連携。

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定特定施設入居者生活介護等の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。ただし、介護保険法第４９条の２に規定する要介護被保険者及び第５９条の２に規定する居宅要支援被保険者は、その２割の額とする。また、介護保険法第４９条の２第２項に規定する要介護被保険者及び第５９条の２第２項に規定する居宅要支援被保険者は、その３割の額とする。

２　前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 個別的な外出介助（利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物・旅行等の外出介助、協力医療機関等以外の通院・入退院の際の介助）○○○円／時間

(2) 個別的な買い物等の代行　 　　　　　　○○○円／時間

(3) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 ○○○円／回(時間)

　 (4) おむつ代

実費

　 (5)その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実費

３　前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（押印）を受けることとする。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

第８条　全室個室（または、夫婦二人部屋）で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第９条　施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

　(1) 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

　(2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。

　(3) 利用者は、健康に留意するものとする。

　(4) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

２　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

　(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

　(2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

　(3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

　(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

　(5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

（緊急時又は事故発生時の対応）

第10条　事業所及びその従業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

２　事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（衛生管理等）

第11条　第９条　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（非常災害対策）

第12条　事業所及びその従業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

２　事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備付け及びその使用方法並びに非常災害時の避難場所及び避難経路を熟知しておくものとする。

３　事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に２回以上行うこととする。

（利用者に関する市町村への通知）

第13条　事業所は、利用者が正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第14条　事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

第15条　事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

３　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（苦情処理）

第16条　利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

（虐待の防止）

第17条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条　事業所は、全ての指定特定施設入居者生活介護等従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修　採用後○ヵ月以内

（2）継続研修　　年○回

２　この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

３　特定施設サービス計画及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。

４　特定施設サービス計画、及びサービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から５年間、事故発生時の記録、市町村への通知、並びの苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから２年間保存する。

５　都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は≪開設者名≫と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附　則）

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

この規程は、令和○年○月○日から施行する。